

@岐阜聖徳学園大学 2019年12月11日

# 教育と著作権©

---

株式会社テイクオーバー  
コンテンツライツ事業部長 我妻 潤子

## 2. 著作物

## 著作権法第2条第1項第1号

---

著作物 思想又は感情を創作的に表現した  
ものであつて、文芸、学術、美術又は音  
楽の範囲に属するものをいう。

# 3. 著作権の種類

## 著作財産権

複製権

上演・演奏権、上映権  
公衆送信権、口述権、  
展示権

頒布権、譲渡権、貸与権

翻訳・翻案権  
二次的著作物の原作者  
の権利

## 著作者人格権

公表権  
氏名表示権  
同一性保持権

# 著作権

## 実演家

録音・録画権、放送・  
有線放送権、送信可能化権、  
譲渡権、貸与権など

## レコード製作者

複製権、送信可能化権、譲渡権、貸与権など

## 放送（有線放送）事業者

複製権、再放送・際有線放送権・送信可能化権など

## 実演家人格権

氏名表示権  
同一性保持権

# 著作隣接権

この中で複製に当たらないのはどれでしょう？



授業のためにテレビ番組  
をスマホで録画した。



学祭でback numberの  
楽曲を演奏した。

## 公衆送信－3つの権利

---

### ❖ 公衆送信権

著作物を放送やインターネット配信（自動公衆送信）などで送信すること

### ❖ 送信可能化権

著作物を放送やインターネット配信などで送信するために準備（サーバにアップなど）にすること

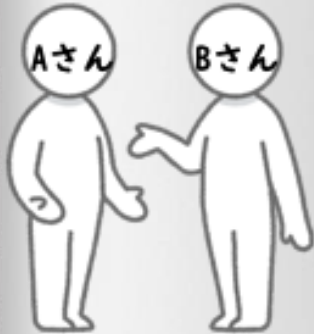
### ❖ 公の伝達権

公衆送信された著作物を、テレビなどの受信装置を使って公衆に見せたり聞かせたりすること

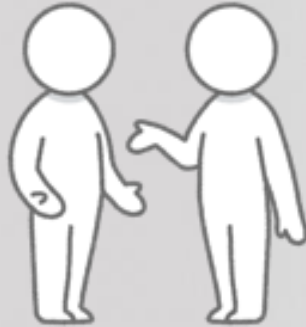


この中で公衆に当たらないのはどれでしょう？

特定少数



不特定少数



不特定多数



特定多数

## 4. 著作権の例外規定

## 著作権法**35**条改正のポイント

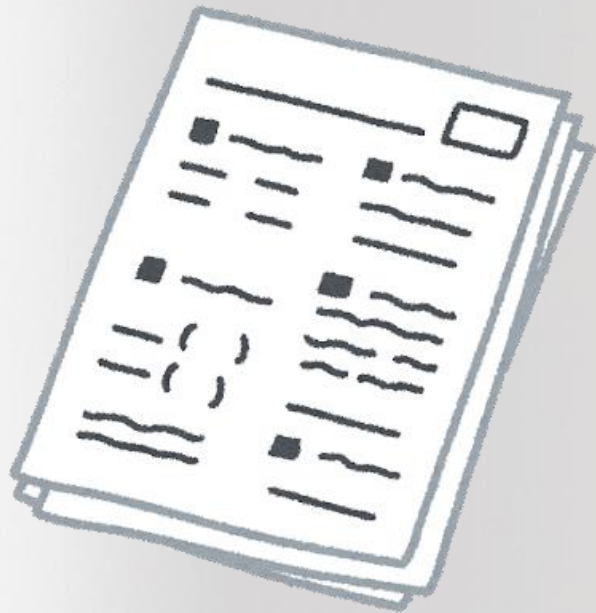
---

- ❖ YouTube動画を授業中にスクリーンに映し出すことができる
- ❖ 反転授業や学校に来れなかった児童・生徒に授業映像を見せることができる。
- ❖ 教材をクラウド上にアップロードできる



SARTRASという権利者団体を通じて  
補償金を支払う必要あり。

## 試験での利用について



- ❖ すでに公表されている著作物であること
- ❖ 試験・検定の目的上必要な限度内であること
- ❖ 「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に「補償金」を支払うこと
- ❖ 慣行があるときは「出所の明示」が必要

## 文化祭などでの上演・演奏・上映について

- ❖ 「上演・演奏」「上映」「口述」のいずれかであること
- ❖ すでに公表されている著作物であること
- ❖ 聴衆・観衆から料金等を受けないこと
- ❖ 出演者に報酬を支払わないこと
- ❖ 慣行があるときは「出所の明示」が必要

